

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

告 示 ○ 三重県指定無形民俗文化財の指定 社会教育・文化財保護課 1 頁

告 示

三重県教育委員会告示第9号

三重県文化財保護条例（昭和32年三重県条例第72条）第27条第1項の規定により、次のとおり三重県指定無形民俗文化財に指定しました。

平成26年 3月7日

三重県教育委員会

種別	名 称	所在地	保持団体
無形民俗文化財	加太のかんこ踊り	亀山市加太市場、加太向井、加太板屋、加太中在家、加太北在家	加太市場自治会 向井盆踊り保存会 板屋羯鼓踊り保存会 加太中在家自治会 北在家タイコ踊保存会

発 行
津 市 広 明 町 13 番 地
三 重 県 教 育 委 員 会

印 刷
合 資 会 社 黒 川 印 刷